

町の家計は大丈夫？

平成19年度の幌延町の決算額は、一般会計、特別会計及び病院事業会計合せて収入が56億6,241万7千円、支出が54億7,592万5千円、差引2億8,649万2千円でした。

町の各会計予算は、町民の皆さんから納めていただいた税金などのお金を、どのように有効活用して事業を行うかということが大事になります。ただ、収入と支出の差が大きければ良いということではなく、抑えるべきところと使うべきところのバランスが良くなければならないということです。

予算のバランスを見るための物差しが、次の各比率です。平成19年度の幌延町(普通会計)の数字

を見てみましょう。

経常収支比率	80・1 (84・3)
公債費比率	11・6 (13・0)
起債制限比率	8・2 (8・1)

※()内の数字は平成18年度のものです。

■経常収支比率

町税や地方交付税、地方譲与税など町が自由に使えるお金の中で、人件費や施設維持費、公債費(借金の返済金など標準的な一定水準の行政サービスを行うため、常に必要とする経費の割合で、家計に例えると食費、光熱水費の割合となります。この比率が高いと町独自のいろいろな事業が出来なくなってしまう。町村では75%が一応の目安となっていますが、町

の数字はそれより高めです。国から交付される地方交付税の削減や、公共施設などの維持管理費がかさんでいることなどが要因です。

■公債費比率

今までの借金のその年度の返済金が公債費です。この公債費が地方税、地方譲与税などの一般財源に占める割合で、家計に例えると収入に対するローン返済額の割合となり、15%が警戒ラインとされています。

■起債制限比率

地方債(長期の借金)の許可制限に係る指標で、13%以下が財政の健全性を示す数字です。公債費比率と違うのは、借金の償還元金と利子に対して地方交付税で措置されている額を除いて算定している点で、起債制限比率のほうが財政の実態をより表しています。

財政の健全化に関する法律に伴う健全化判断比率

平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が施行されたことにより、平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することになりました。

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	—	—
平成19年度幌延町比率	—	—	13.7	—	—

平成20年度の決算から健全化判断比率が、早期健全化基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で再建することとなります。

- ①実質赤字比率：普通会計(一般会計+北星園会計)の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率：普通会計と特別会計(国保・老健・介護・簡下水道)の実質赤字額及び病院会計の資金不足額(流動負債-流動資産)の合計額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率：一般会計だけでなく、特別会計や一部

事務組合の負担分も含む公債費(借入金の返済)が標準財政規模に占める割合

- ④将来負担比率：一般会計や特別会計及び一部事務組合の将来負担すべき負債(公債費や債務負担行為額及び職員退職金など)が標準財政規模に占める割合
- ⑤資金不足比率(病院、下水道、簡易水道)：公営企業の資金不足額(病院：流動負債-流動資産、下水道・簡易水道：実質赤字額)が事業規模(営業収益-受託工事収益金)に占める割合

標準財政規模：地方税や譲与税など地方自治体の標準的な税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

平成19年度の幌延町財政健全化判断比率の状況

- ①実質赤字比率：一般会計と北星園会計とも黒字決算のため該当しません。
- ②連結決算赤字比率：各会計に赤字額や病院会計に資金不足額が発生していないため該当しません。
- ③実質公債費比率：前年度と比較し公債費が減少傾向にあります。
- ④将来負担比率：将来負担すべき負債額が負債額に充当可能な財源を下回っているため該当しません。(充当可能な財源：簡易水道以外の基金残高、公営住宅料、放牧料公債費残高に伴う普通交付税算入額)
- ⑤資金不足比率：公営企業に資金不足額、実質赤字額が発生していないため該当しません